

Q



M&Aや事業承継を行った際の登録免許税・不動産取得税が軽減されると聞いたのですが、こういった際に軽減措置が適用されますか。

A



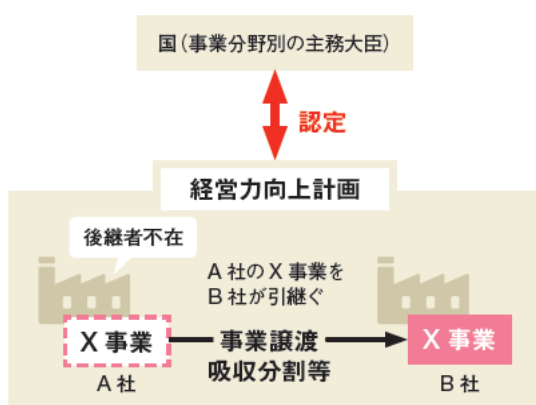
経営力向上計画の認定を受けた事業者がその計画に基づいて行った一定の不動産の移転に係る登録免許税・不動産取得税が軽減されます。

●改正概要●

登録免許税・不動産取得の軽減措置

減税

制度の概要 (2019年度末まで)



登録免許税の税率

		通常税率	計画認定時の税率
不動産の所有権移転の登記	合併による移転の登記	0.4%	0.2%
	分割による移転の登記	2.0%	0.4%
	その他の原因による移転の登記	2.0% <sup>※1</sup>	1.6%

不動産取得税の税率

	通常税率	計画認定時の税率 (事業譲渡の場合) <sup>※2</sup>
土地住宅	3.0% <sup>※3</sup>	2.5% (1/6減額相当)
住宅以外の家屋	4.0%	3.3% (1/6減額相当)

※1 ただし、平成31年3月31日までに土地の売買を行った場合は、1.5%に軽減される。  
 ※2 合併、一定の会社分割の場合は、非課税  
 ※3 平成33年3月31日までに土地・住宅を取得した場合には、3%に軽減される。

出典：中小企業庁  
一部加筆修正

①登録免許税

中小企業等経営強化法の改正法の施行日（平成30年7月9日）から平成32年3月31日までに経営力向上計画の認定を受けた認定事業者が、その計画に基づいて行う合併、分割等による不動産所有権の移転登記（認定の日から1年以内に限る）より適用

②不動産取得税

認定経営力向上計画に従って平成32年3月31日までに譲渡を受ける一定の不動産の取得について適用

POINT



このように合併や分割等を行った際にかかる登録免許税・不動産取得税を軽減することにより、株式譲渡以外の合併・分割等を活用した事業承継やM&Aが活発化されることを想定しています。